

「司法書士オープン総合編」開講直前ガイダンス

効率的な問題の解き方 & 背景知識の磨き方

講師レジュメ

司法書士

海老澤 毅 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

第1問

(方針)

全部3行なので、素直にアから。

ア 訴額100万円で、併せてしているのが代償請求なので、全体としても訴額は100万円(民訴9条1項ただし書)。よって簡易裁判所。

正しい。

(組合せ)

アエ、アオのいずれか。イとウを読む必要なし。

エ 管轄は、訴えの提起の時を基準として定める(民訴15条)。

よって、訴え提起後に被告の普通裁判籍が変わっても移送されない。正しい。

以上から、アとエが正しく、1が正解。

第2問

(方針)

ウが1行だが、他の肢も2行なので、アから。

ア 民訴43条1項の条文の通りで、正しい。

(組合せ)

アウ、アエのいずれか。ウに。

ウ 補助参加の異議に対する裁判(民訴44条1項)には、即時抗告することができる(同条3項)。

誤り。

以上から、アが正しく、ウが誤りなので、2が正解。

※ アは全く条文の通りなのですが、こういう単純な手続で正しい記述は、かえって自信をもって正しいと判断できないことがあると思います。

その場合には、判断留保して、イ、ウ、エと進めるのも良いと思います。

第3問

(方針)

1行でしかも短いウから。

ウ 民訴271条。もちろん、正しい。

(組合せ)

イウ, ウオのいずれか。イに戻る。

イ 確認の訴えは、権利又は権利関係の存否の確認についてするのが原則であるが、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる(民訴134条)。

誤り。

以上から、イが誤りで、ウが正しいので、5が正解。

第4問

(方針)

もちろん、アから。

ア 受訴裁判所の管轄権の存否は訴訟要件なので、それは職権で証拠調べをすることが」できる(民訴14条)。正しい。

(組合せ)

アイ, アオのいずれか。

イ 証拠保全の決定は、訴訟係属中、職権ですることができる(民訴237条)。

誤り。

以上から、アが正しく、イが誤っているので、2が正解。

第5問

(方針)

1行で短いエから。

エ 請求の放棄は、口頭弁論等の期日においてする（民訴266条1項）。そして民訴第2編第6章において、「口頭弁論等の期日」は、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日である（民訴261条3項）。よって正しい。

※ 受験生としては、請求の放棄・認諾は、単に弁論準備手続や和解の期日でも行うことができると覚えておけば良いのですが。

(組合せ)

アエかイエのいずれか。アに。

ア 取下擬制は、双方欠席等で1月以内に期日指定の申立てをしないか、又は、2回連続双方欠席等の場合に認められる（民訴263条）。「かつ」ではない。よって、誤り。

以上から、アが誤りで、エが正しいので、3が正解。

※ アについて、判断できない場合、イが正しい（取下げは判決確定まで行うことができ（民訴261条1項）、相手方が準備書面提出、弁論準備手続で申述、口頭弁論後はその同意を要する（同条2項））と判断して、3を正解とすることもできます。

第6問

(方針)

イが1行だが、アも2行で短いので、アから。

ア 民保26条のとおり、正しい。

(組合せ)

アイかアオのいずれか。当然イに。

イ 保全異議の申立ての取下げ、債権者の同意不要（民保35条）。よって誤り。

以上から、アが正しく、イが誤りなので、2が正解。

第7問

(方針)

債務名義となるものは割と多く（民執22条），試験問題でならないものとしては，執行証書とならない公正証書なので，「公正証書」の文字を探す。

4 金銭の一定の額の支払いその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求ではない（特定の動産の引渡し）なので，債務名義とならない。

4 が正解。

【参照条文】

民事訴訟法

(併合請求の場合の価額の算定)

第9条 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

(管轄の標準時)

第15条 裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

(補助参加の申出)

第43条 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

(補助参加についての異議等)

第44条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で、裁判をする。この場合においては、補助参加人は、参加の理由を疎明しなければならない。

3 第1項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(口頭による訴えの提起)

第271条 訴えは、口頭で提起することができる。

(証書真否確認の訴え)

第134条 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。

(職権証拠調べ)

第14条 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(職権による証拠保全)

第237条 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

(請求の放棄又は認諾)

第266条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

(訴えの取下げ)

第261条

3 訴えの取下げは、書面でしなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。

(訴えの取下げの擬制)

第263条 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をした場合において、1月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあったものとみなす。当事者双方が、連続して2回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしないで退廷若しくは退席をしたときも、同様とする。

民事保全法

(保全異議の申立て)

第26条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

(保全異議の申立ての取下げ)

第35条 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

民事執行法

(債務名義)

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

四 仮執行の宣言を付した支払督促

四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若

しくは家事事件の手續の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第42条第4項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335